

東村山市路上喫煙等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東村山市路上喫煙等の防止に関する条例（平成 19 年東村山市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則に定める用語の意義は、条例に定めるところによる。

(指定等の告示)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項（第 7 条第 2 項及び第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定又は指定の変更若しくは解除（次号において「指定等」という。）を行う地区又は場所の名称及び区域

(2) 指定等の効力が生ずる日

(周知)

第 4 条 市長は、条例第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により推進地区、禁止地区又は喫煙場所を指定したときは、当該地区又は場所において、標識を設置する等適切な方法により周知するものとする。

(路上喫煙等防止指導員)

第 5 条 条例第 10 条の規定に基づく指導に係る事務を行わせるため、東村山市路上喫煙等防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、職員の中から市長が任命する。

3 指導員は、東村山市路上喫煙等防止指導員証（第 1 号様式）を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

(準備措置)

- 2 推進地区、禁止地区及び喫煙場所の指定に係る手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。